

第1回青森県市町村合併推進審議会会議録

日 時 平成17年10月24日(月) 14:00開会 16:15閉会

場 所 青森国際ホテル5階「芙蓉の間」

出席者(8名) 会長:末永 洋一
委員:安部 紘委員 北村 真夕美委員 平出 道雄委員
福島 弘芳委員 藤川 幸治委員 前山 総一郎委員
良原 せつ委員

欠席者(2名) 委員:杉澤 むつ子委員 辻 琢也委員

説明等のために出席した県職員(5名)

青森県知事 三村 申吾(挨拶まで)
青森県総務部長 野村 善史
青森県総務部次長 若宮 兼一郎
青森県総務部市町村振興課長 平沢 克俊
青森県総務部市町村振興課市町村合併推進グループリーダー 林 哲夫
青森県総務部市町村振興課市町村合併推進グループ主幹 古川 朋弘

会議次第

- 1 開 会
- 2 辞 令 交 付
- 3 知 事 挨 拶
- 4 組 織 会
(1) 会長選出
(2) 会長職務代理者指名
(3) 会長挨拶
- 5 議 題
(1) 青森県市町村合併推進審議会の設置について
(2) 市町村合併の進捗状況・経過説明について
(3) 市町村の合併の推進に関する構想の策定について
(4) その他
- 6 閉 会

議事の概要

1 開 会

(司会) ただいまから、第1回青森県市町村合併推進審議会を開催いたします。

当審議会を組織するにあたり、10名の方々に委員就任をお願い申し上げたところ御承諾をい

ただいています。しかし、本日、辻琢也様、杉澤むつ子様が都合により欠席するとの連絡をいただいています。

2 辞令交付

(司会) それでは、今回、青森県市町村合併推進審議会委員に御就任いただく皆様に辞令を交付いたします。

三村知事より辞令を交付いたしますので、お名前を呼ばれた方は御起立いただき、その場で辞令をお受け取り下さいますようお願いいたします。お受け取りになられましたら御着席下さい。なお、役職名は省略させていただきます。

それでは始めさせていただきます。

(司会) 安部紘様。

(知事) 辞令、安部紘殿。青森県市町村合併推進審議会委員に任命する。任期は、平成 19 年 10 月 23 日までとする。平成 17 年 10 月 24 日。青森県知事 三村申吾。

(司会) 北村真夕美様。 (知事) 辞令、北村真夕美殿。以下同文です。

(司会) 末永洋一様。 (知事) 辞令、末永洋一殿。以下同文です。

(司会) 平出道雄様。 (知事) 辞令、平出道雄殿。以下同文です。

(司会) 福島弘芳様。 (知事) 辞令、福島弘芳殿。以下同文です。

(司会) 藤川幸治様。 (知事) 辞令、藤川幸治殿。以下同文です。

(司会) 前山総一郎様。 (知事) 辞令、前山総一郎殿。以下同文です。

(司会) 良原せつ様。 (知事) 辞令、良原せつ殿。以下同文です。

(司会) 以上で辞令交付を終了いたします。

3 知事挨拶

(司会) ここで、三村知事より御挨拶を申し上げます。

(知事) 一言御挨拶申し上げます。

この度の青森県市町村合併推進審議会の設置にあたり、皆様には委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

人口減少、少子高齢化、地方分権の進展、国・地方を通じた厳しい財政状況など、私たち地方行政を取り巻く環境が大きく変化する中、住民に最も身近な市町村が行政サービスを効率的・総合的に展開するためには、これまで以上に自治能力の向上を図ることが必要になっていきます。市町村合併は、そのための有効な手段の一つであり、県としてもこれまで自主的な市町村合併の推進を支援してきたところであります。

今回の平成の大合併では、本県の 17 地域で合併が行われ、これまで 67 あった市町村数は来年 3 月には 40 になる見込みであります。県内の市町村合併の取組は、平成 12 年に県が市町村合併にかかる県の支援策を明らかにするとともに、合併パターンを含む自主的な市町村合併に向けた議論の手懸かりとなる情報を提供するため、青森県市町村合併推進要綱を定めて以来、年々を追って進展し、一定の成果を上げることができたと認識しています。

しかし一方では、合併の枠組みや財政状況、合併協議の内容を巡る意見の対立等により合併協議が難航し、合併をするには至らなかった地域もあり、地域によっては進捗状況に差が見られるわけですが、地方分権の一層の推進や厳しい行財政状況等に対応するためには、市町村合

併はなお引き続き重要な取組と考えています。

また、合併の取組のみならず、様々の困難な構造的課題に直面しているこれからの市町村におきましては、真に自主的・自立的な地域経営の確立を図っていくことが強く求められておりまして、合併した市町村においてはその規模、権能の拡大に伴う合併の効果を早期に発現し、魅力と活力ある新たな地域づくりを推進していくことが喫緊の課題となっているものと考えています。

このため、私から庁内関係部局に対しまして、新しい発想に立ち、市町村による自主的な地域づくりに対する支援や市町村の自立的な地域経営の確立に資する人的な支援といった市町村との連携協働による元気な青森づくりの推進を図るための新たな施策について、来年度当初予算に向けて具体的検討を行うよう指示をいたしたところであります。

いずれにいたしましても、これからの市町村合併につきましては地方分権社会においてそれぞれの地域の関係者や住民が、あるべき地域の将来像について真剣に議論を交わし、次の世代によりよい地域社会を引き継ぐための契機となることを期待するものであり、県としても市町村の自主性を尊重しながら、本年4月から施行されました新合併特例法の趣旨を踏まえた県としての役割を果たしつつ、本審議会からの専門かつ多様な意見も踏まえ検討を進めていきたいと考えています。

どうぞ、委員の皆様方におかれまして本審議会設置の趣旨に御理解を賜り、将来の本県の姿を見据えた創造的な視点で御検討いただくようお願い申し上げます、開会にあたりましての御挨拶といたします。

本日は誠にそれぞれ御多忙のところを御参集いただきありがとうございました。

(司会) なお、知事には、この後別の用務がございまして、委員の皆様方の御了解をいただき、この席を中座させていただきますこととお許し願えればと思います。

(知事退席)

4 組織会

(1) 会長選任

(司会) 続きまして、本日は第1回の審議会ですので、当審議会の組織会を行います。

会長の選任は条例の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(平出委員)(挙手) はい。

(司会) 平出委員、どうぞ。

(平出委員) 県内のいろんな合併協議会の委員をされておられ、さらには県内の合併に関して実情にお詳しい末永委員がふさわしいと思いますので推薦いたします。

(司会) ただ今、末永委員という御意見がございましたが、他に御意見はございませんか。

(会場意見なし)

(司会) 他に御意見が無いようですので、末永委員を会長とすることに御異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(会場異議なし)

(司会) 御異議が無いようですので、青森県市町村合併推進審議会会長を末永委員をお願いいたします。

それでは、末永委員には会長席にお移りいただきたいと思います。

(2) 会長職務代理者指名

(司会) また、規定によりまして、会長があらかじめ指定する委員が会長職を代理することになっていますので、末永会長から御指名をいただきたいと思います。

(末永会長) それでは大変恐縮でございますが、前山委員に会長職務代理者ということでお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(司会) それでは、前山委員には会長職務代理者をお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(会場異議なし)

(3) 会長挨拶

(司会) 続きまして、末永会長から御挨拶をお願いしたいと思います。

(末永会長) ただ今、大変僭越ではございますが、会長に選任されました末永でございます。よろしく願いいたします。

市町村合併、皆さん方もよく御存じのとおり、明治 22 年の明治の大合併、それから昭和 30 年代の昭和の大合併、そして今回、俗に言う平成の大合併であります。

明治の大合併は、これまた皆さん方御承知でしょうが、いわゆる近代国家としての枠組みを、自治体と言いますか、地方において、市町村において作りたい、そういうことであったと思います。もちろん、他のいろんな意見もありますが、基本的には近代国家にふさわしい枠組みというものを地方において作る、それが明治の大合併であったというふうに私は理解しています。

昭和の大合併、これは戦後民主主義というものをどのような形において、地方においても行っていくのか、その中で地方自治というものをどのような形において推進するのか、そのためにもう一度新しい枠組みを作っていた、それが昭和の大合併であろうと思っています。

さすれば、平成の大合併でございますが、これはどういうものなのか。先ほど、知事の御挨拶にもございましたが、やはり新しいこのグローバル化の社会の中で、地方がいかん生きていくのか、また少子高齢社会、人口の減少、そういう状況が進展する中で、地方というものがどのような形において経営されていかなければいけないのか、あるいは地方がどの中においてどのように自立をしていかなければいけないのか、そういうことが今喫緊の課題としてあるのだらうと思います。

そういう諸々の条件、あるいは、もちろんこの平成の大合併の時は、これまでになくインフラ整備や産業基盤の整備等も進んでいますので、そういう条件というものを十分に加味しながら、しかしながら同時に、これまで明治、そして昭和の大合併で作られてきた基本的な市町村の枠組み、その中においては文化とか歴史とか、あるいは経済とか、そういう諸々の同一性と言いますが、そういったものも十分にあると思いますので、そういう個々の事情というものも十分に加味した形において合併というものを行っていかなければならないと思っています。

先ほど、平出委員が私を推薦して下さいます時に、県内の市町村合併、私、確かに二つほど携わりました。一つは、青森県内で最も早く合併した五戸と倉石、この合併であります。皆様方御承知のように、最初は新郷も入っておりました。残念ながら、途中で新郷は諸々の事情の中で抜けまして、二つの合併になりました。その次はむつ市の合併であります。むつ市も、最

初は横浜町、あるいは北通り3か町村、大間・風間浦・佐井、そういったところも入ってありました。残念ながら、法定協設置後にその四つも抜けてしまいました。そして現在のむつ市があるわけです。

そういうものを経験的に学んできますと、じゃあ、どのような形での合併がいいのか、あるいはその時に足りなかった議論は何なのか、あるいはまた、それぞれお抜けになった、脱退した市町村のそういう事情というのは何なのか。その辺も十分に私としてはこの審議会において議論しながら、新しい形での、新しい枠組みでの、そして平成のこれからの大きなメガトレンドと言いますか、そういったものに適応できるような市町村の枠組みづくり、それが私たちに求められている課題であろうと思っています。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

(司会) 続いて、県側の担当職員を紹介させていただきます。

野村総務部長です。若宮総務部次長です。平沢市町村振興課長です。林市町村振興課市町村合併推進グループリーダーです。古川主幹です。

以上、よろしくお願いいたします。

(司会) 次に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議次第、裏面は出席者名簿となっています。資料1としまして「青森県市町村合併推進審議会について他」となっています。資料2としまして「市町村合併の姿他」となっています。資料3としまして「市町村の合併の特例等に関する法律について他」となっています。資料4としまして「市町村の合併の推進に関する構想の策定に係る基本的考え方」となっています。資料5としまして「市町村合併に関する協議会の活動状況等」となっています。

配布漏れ等がございましたらお申し出下さい。

5 議 題

(司会) それでは、次第に従いまして会議を続けます。

当審議会では、会長が議長を務めることとなっていますので、末永会長、よろしくお願いいたします。

(末永会長) それでは暫時議長を務めさせていただきます。よろしく御協力いただきたいと思います。さっそくですが、次第に従いまして本日の議事を進めてまいります。

(1) 青森県市町村合併推進審議会の設置について

(末永会長) まず最初に、一番目といたしまして、青森県市町村合併推進審議会の設置についてということでございます。これに関しまして、県から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(県：古川主幹) それでは私の方から、資料1に基づきまして青森県市町村合併推進審議会の概要について御説明申し上げます。

御案内のとおり、今年3月で旧合併特例法が失効しまして、4月からは新しい合併特例法が施行されています。その法律の目的として、「地方分権の進展並びに経済・社会・生活圏の広域化、及び少子高齢化等の経済・社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間必要な措置を講ずることにより自主的な市町村合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保、及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村

が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにする」ということが明記されています。

そして、この法律の中では、市町村合併推進のための方策として、総務大臣が市町村合併を推進するための基本指針を定め、その基本指針に基づき、県が市町村合併の推進に関する構想を策定することとされ、知事は申請に基づき、合併協議のあっせん・調停などもできるとされています。

また、県が構想を策定する際には、市町村合併推進審議会の意見を聞くこととするなど、県や審議会の役割が明記されたところです。

資料1の1ページを御覧いただきたいと思います。2ページと併せて審議会の概要を整理したものです。

1番の趣旨のところですが、市町村合併推進審議会については、「市町村の合併の特例等に関する法律」、いわゆる新合併特例法にその設置規定があります。また、具体的な審議会の組織及び運営については、各都道府県の条例で定めることとされておりまして、本県では今年6月の県議会定例会におきまして、「青森県附属機関に関する条例」などの関係条例の改正を行って、その具体的内容を規定したところです。

2番の位置付けについてですが、新合併特例法の第59条及び60条において、審議会は県内において自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を策定または変更しようとする時に、当該構想を調査・審議し、意見を述べる機関としておかれるものです。そして、地方自治法に基づく知事の附属機関ということになります。

次に、3番の担当する事務としては、今述べた位置付けから、一つとして、総務大臣が定める基本指針に基づき、県が構想を定め、またはこれを変更する時、その事項を調査・審議し意見を述べるのが主たる担当事務となります。その他の役割として、二つとして、知事の諮問に応じ、県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査・審議することができること。三つとして、知事が合併協議会に係るあっせん及び調停を行わせる市町村合併調整委員は、青森県市町村合併推進審議会の委員から任命することも法の趣旨を踏まえて担当する事務として位置付けています。

4番の組織ですが、審議会は委員10人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから知事が任命いたします。委員の任期については2年となっています。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期については、前任者の残任期間といたします。

2ページをお開き下さい。

会長等についてですが、先ほど組織会を行いました。審議会に会長を置き、委員の互選により定めることとしています。会長は審議会の事務を総理し、審議会を代表します。また、会長に事故ある時は、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理することとします。これが会長職務代理者の規定です。

7番の会議についてですが、会議については必要に応じて知事が招集いたします。会長は会議の議長となります。ただし、会議については、委員の半分以上の出席がなければ開くことができないこととし、会議で議決する場合は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによることといたします。

8番の審議会の委員に支給する報酬及び費用弁償の額については、他の附属機関と同様に、

それぞれ「特別職の職員の給与に関する条例」及び「特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に規定されているとおりといたします。

9番については庶務の規定でありまして、10番ではその他必要な事項は知事が定めるということですので。

以上が審議会の概要です。

それから、3ページにつきましては、本日審議会委員に任命されました10名の委員名簿です。

続いて4ページをお開き下さい。ここでは、審議会の傍聴要領について御説明いたします。当審議会の会議は一般の県民の方も傍聴できることとします。その傍聴する場合の手続についてですが、審議会の傍聴を希望する方は、会場受付で5ページにあります申込書を作成し、会場に入ってくださいことにいたします。ただし、会議を傍聴できる人数については、会場の都合により制限することがありますので、その傍聴定員についてはホームページ等であらかじめお知らせすることにいたします。なお、傍聴の受付は先着順としたいと思います。また、審議会の会議の秩序を維持するため、傍聴する方には係員の指示に従っていただくことと、次の3に掲げた6点の傍聴者の遵守事項を守っていただくこととし、もし傍聴者が傍聴の遵守事項等に違反した時などは、退場を命ずる場合もありますので、傍聴する皆様には傍聴要領をよく読んで御理解・御協力をいただくようお願いしたいと思います。

あと6ページから10ページまでは審議会に関する法律の抜粋を添付しています。

それから、11ページから12ページ、ここには青森県附属機関に関する条例の抜粋を添付していますので、参考としていただければと思います。

以上で審議会の概要関係の説明を終わります。

(末永会長) ありがとうございます。

ただ今、県の古川さんから青森県市町村合併推進審議会、この審議会ですね、その趣旨、位置付け等、それからこの審議会傍聴要領、これにつきまして御説明いただきましたが、委員の方から何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか、こういうことで。

それでは、これはよろしいということですので、議題1はこれで終わりということにいたします。

(2) 市町村合併の進捗状況・経過説明について

(末永会長) 次の議題に移ります。

2番目といたしまして、市町村合併の進捗状況及び経過説明についてということでございます。これにつきましても、県の方から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

(県：林GL) それでは、私の方から資料2に基づきまして市町村合併の進捗状況、あるいは経過等について御説明を申し上げます。

資料2の1ページから御覧いただきたいと思います。

まず資料2の1ページは、全国の今回の市町村合併の状況についてお示ししたものです。まず、上の表ですが、昨年度、全国で平成17年3月末までに合併してできた市町村の数は257。そして今年度、平成17年度中に合併する予定の市町村は324。従いまして、平成11年度から平成18年3月31日までの全国での合併の件数は、その表にありますように581となっております。また、全国の市町村数の推移ですが、いわゆる昭和の合併の前、昭和29年の全国の市町村数は、その下にありますように9,895と、約1万弱の市町村数がありました。それが昭和37年

になりまして、いわゆる昭和の合併の経過後 3,500 弱。そして今回の合併の前、平成 11 年 3 月 31 日現在では 3,232 の市町村がありました。その後の平成 11 年から平成 18 年 3 月 31 までの合併を見込みますと、平成 18 年 3 月 31 日現在では全国の市町村数は 1,822 と、約 56.4 パーセント、約 6 割弱の市町村数となる見込みとなっています。

次のページをお開きいただきまして、ただ今御説明申し上げました全国の合併の状況を、次の 2 ページ・3 ページ・4 ページでお示ししています。

まず 2 ページは全国の市町村数の動向について、各県別に図解してお示したものです。そして、その図解の状況を各県別に数字でもってお示したのが次の 3 ページ・4 ページです。3 ページは、北海道から各県別にお示したもので、その 3 ページの表を、いわゆる合併による市町村数の減少の順番に並べ替えしたものが 4 ページの表となっています。4 ページでもって御説明させていただきたいと思えます。

4 ページは、ただ今申し上げましたように、一番右側に平成 11 年 3 月 31 日時点と 18 年 3 月 31 日時点での市町村数の減少率、ここでもって全国的に多いところから順番に並べ替えした表です。1 番、広島県。2 番、愛媛県。3 番、長崎県。全国で申しますと、この 3 県が 70 パーセントを超える減少率となっています。以下、大分県以下 9 番の山口県までが 6 割を超える減少率。そして 20 番の鳥取県までが 50 パーセントを超える減少率となっています。こういった順番に見てまいりますと、本県青森県が 29 番目のところに、網掛けしてありますが、67 市町村が 40 市町村と、40.3 パーセントの減少率ということになっています。

そして、一番下にありますように、先ほど申し上げましたように、全国の市町村数が平成 11 年 3 月 31 日の市町村数、3,232 から平成 18 年 3 月 31 日の市町村数 1,822 と、全国平均の減少率は、一番下ですが 43.6 パーセントという状況になっています。これが今回の平成 18 年 3 月 31 日現在での全国の市町村数の状況です。

そして、5 ページですが、これは全国の市町村数のうち人口 1 万未満の市町村数の数についてお示した表となっています。5 ページは、これも北海道から順番、北から順番に並べたもので、6 ページにまいりまして、細かい表で恐縮ですが、まず左側の表が 1 万未満の市町村数の順番に並べ替えをしたものです。そして右側の表が、その 1 万未満の市町村数の県の市町村に対する比率、いわゆる構成比でもって順番に並べ替えしたものととなっています。

左側の表で、いわゆる 1 万未満の市町村の数でもって並べ替えした表に基づいて御説明申し上げますと、平成 18 年 3 月 31 日現在 40 市町村に対して 1 万未満の市町村が 12 市町村あることとなります。その構成比は、右側にあるように 30.0 パーセントと。この 12 という数は、全国でいきますと第 9 位という形での表になります。ちなみに、一番下まで御覧いただきますと分かりますように、全国 47 都道府県のうち 1 万未満の市町村が無い県が一番下の茨城県と兵庫県、こちらが 0 という形になっています。そして右側が構成比で、順番でもって並び替えた表でございまして、本県構成比で 30 パーセントと申しますと、中より若干上、16 番のところに位置しているという状況になっています。

以上が全国の現在の市町村の状況です。

以下、7 ページからが、先ほど末永会長からもお話がありましたが、明治 21 年から今日に至るまでの市町村の動向、明治の大合併、そして昭和の大合併など、市町村の動向についてお示した表となっています。説明は省略させていただきます。

1 ページおめくりいただきまして 8 ページです。これが今回の県内の市町村合併の状況とい

うことで、県内の 40 市町村についてお示した地図です。そして、今回の本県での合併が 17 件、下の表にあります。これまで合併した市町村が 13 番目の青森市までとなっています。以下、14、15、16、17 と、4 市町が今後合併する予定で、これは既に総務大臣の告示が行われておりまして、合併が決定しています。

そして 9 ページです。これが平成 16 年からの、今回の合併の五戸町から十和田市・つがる市と、市町村の合併の状況を時系列でもってその状況をお示したものです。

1 ページおめくりいただきまして 10 ページです。これは市部及び町村部の人口・面積等について、全国と本県とを比較したものです。御承知のように、本県の場合、これまでいわゆる 8 市でしたが、本県の場合、今回 10 市 30 町村でもって 40 の市町村数となっています。市の割合が 25 パーセント。参考までに全国の状況を申しますと、1,822 の市町村数のうち、市が 777 で 42.6 パーセントという状況です。

次のページですが、11 ページです。これも本県と全国とを対比いたしました人口規模別の市町村数をお示したもので、上段にありますように、市町村の規模別に並べたものです。本県の場合、40 市町村のうち 1 千人以上 5 千人未満の市町村数が 6、そして同じく、その隣ですが 5 千人以上 1 万人未満の市町村が 6 という形で、1 万未満の市町村が合わせまして 12 という形で、構成比が 30 パーセントとなっています。ちなみに、その下の全国の数字を御覧いただきますと分かりますように、全国では 1,822 のうち 1 千人未満の市町村が 22、そして 5 千人未満が 196、1 万未満の市町村が 271 と、この 1 万未満の市町村の割合が全国平均でまいりますと 26.8 パーセントとなっています。

1 ページおめくりいただきまして、次のページは県内市町村数の推移ということで、県内の市町村の合計と各郡別の市町村の数をお示したもので、明治 22 年から今回の平成 18 年 3 月 31 日に至るまでの推移をお示したものです。

以上が県内市町村の状況を概括して御説明した資料となっています。

そして 13 ページからが、今回平成 12 年以降の、いわゆる本県の中におきます市町村合併に関する県内の動きについての概要を取りまとめたものです。今日は時間の関係もありますので説明は差し控えさせていただきますが、まず 13 ページから五戸町、十和田市から順番に、合併した市町村の順にお示ししておりまして、18 ページの 13 番、青森市までが合併した市町村の経緯などをお示ししています。

そして 19 ページと 20 ページ、こちらが今年度、これから合併を予定しています 14 番、平賀・尾上・碓ヶ関の合併協議会から次のページの 17 番、百石・下田合併協議会、この 4 件がこれから合併を予定して、既に決定している市町村の状況を示したものです。

そして、20 ページの下になりますが、これまでの他に現在合併協議会が設置されて活動をしているものが 1 件ありまして、北通り 3 町村合併協議会、こちらが大間町・風間浦村・佐井村で組織しています平成 17 年 6 月 20 日に設置された協議会で、その協議会の活動状況をお示したものです。

そして 21 ページ以下、活動を休止いたしました研究会、そして 21 ページの下の方から、参考といたしまして、その他廃止された、結果として合併に至らなかった協議会、市町村など、それぞれの経緯について 25 ページまでで個別に説明をしていますので、御参照いただければと思います。

26 ページをお開きいただきたいと思います。25 ページまでそれぞれの地域の協議の状況を

お示したわけですが、26 ページからはそれぞれの地域での、いわゆる合併協議を行う過程、任意の協議会から法定協議会など、それぞれの変遷について年次別に整理したものです。ここにもずらっと合併協議会の名称、そしてその下に括弧で構成市町村を並べてありますが、これを御覧いただきますと分かりますように、県内のほとんど全ての市町村が今回の合併協議の中で関わっているというような状況になっています。以上が26 ページ、27 ページの説明です。

これを受けまして、18年3月31日に40市町村になるわけですが、その本県の市町村の状況を以下28ページからで若干御説明申し上げます。

28 ページは、先ほども同じような地図がありましたが、県内の40市町村の配置図と申しますか、地図となっています。そして、その下に40市町村の内訳を記載しています。そして29ページですが、この40の市町村の表は人口の順に並べ替えしたものです。1番から10番までがいわゆる10市、市部となっています。そして11番以下が町村部となっています。3番目の欄に人口がありますが、平成12年度の国勢調査での人口の順番に整理したものです。参考までに、御覧のように29番の外ヶ浜町以下が1万を切った町村という形になっています。

そして、30ページ、大変細かい表で恐縮ですが、40市町村のこの表を人口別、そして真ん中の表、網掛けした部分ですが面積別、そして人口密度別にそれぞれ順番に並べ替えしたものでお示ししていますので、参照いただければと思います。

次に31ページですが、県内の市町村の人口・面積の分布状況、いわゆる縦軸に人口を取りまして、上に行くほど大きい人口、そして横軸に面積を取りまして、右に行くほど面積の大きい市町村という形でもって分布をお示ししています。ちなみに、網掛けが薄く掛かっていますが、この市町村が今回合併した市町村ということでお示ししています。

以上が本県の40市町村について概括的にお示した資料です。

そして、今回の検討の一つの材料として、人口について若干分析を申し上げた資料が32ページからお示ししています。

まず32ページですが、この折れ線グラフですが、一番下にありますように、国立社会保障人口問題研究所人口構造研究部というところが、都道府県の将来推計人口を弾いています。その算定したものに基きまして、平成12年度を100として、全国と東北6県の人口の動きを、平成12を100とした指数でもってお示したものです。いずれも平成42年度までそのような形で減少が見込まれているということで、若干見にくいかもしれませんが、本県は平成42年度のところの下から三つ目、三角の線が青森県の線です。こういった折れ線グラフでお示したものを数字的なデータでもってお示したものが33ページ以降ということになります。

まず33ページですが、これは住民基本台帳の人口のベースでもって、市町村別の人口の推移を平成11年度から17年の状況について、これは従いまして住民基本台帳の人口の実績の状況ということになるわけですが、お示したものです。左側が青森市から市町村の順番に並べたものですが、右側の表は人口の増減率でもって高い方から並べ替えしたものです。右側でもって若干御説明申し上げますと、平成11年と17年を比較いたしますと、11年対17年で、本県の市町村の中で人口が増加しているのが1番のおいらせ町、6.72パーセントの増加。以下、階上・三沢・六ヶ所、この4市町村が人口の増加している市町村。そして5番目の八戸市以下は、いずれも、右から2番目のところにあります減少率でもって平成11年から17年にかけては減少しているという状況になっています。22番の南部町までが5パーセント未満の減少率、そして23番から37番までが減少率5パーセント以上10パーセント未満。以下、一番下になり

ますと、外ヶ浜町が 11.77 パーセントの減少、今別町が 15.4 パーセントの減少、西目屋村が 25.11 パーセントの減少と。県内の平均といたしましては、一番下にありますように 2.38 パーセントの減少という状況になっています。これが 17 年までの状況ということになっているわけですが、34 ページからお示ししています数字が、先ほど 32 ページで国立社会保障人口問題研究所が示しています将来推計人口の本県の市町村別の状況についてデータを取りまとめたものです。

34 ページは、先ほどと同じように、1 番の青森市から市町村の順番に並べたもので、その右側の 35 ページ、こちらが同様に平成 12 年と 30 年後の平成 42 年の状況でもって、いわゆる人口の増減率でもって並べ替えたものです。その真ん中の欄に、平成 12 年と 10 年後の平成 27 年を比べた増加減少率があります。まず、平成 12 年と 27 年の真ん中の欄でもって、増加減少率でもって見てまいりますと、12 年対 27 年では、1 番のおいらせ町から 4 番の青森市までが人口の増が見られる市町村ということで、4 市町村が増加と見込まれています。右へいっていただきまして、平成 42 年、30 年後を見込みますと、その間で人口の増が見込まれていますのが、おいらせ町・階上町・三沢市の 3 市町となっています。以下、そのような順番になっていますが、まず中程の 27 年までの状況で若干概括的に御覧いただきますと、21 番のところに田舎館村がございますが、田舎館村以下が約 10 パーセント以上の減少率を平成 27 年までに見込まれる市町村という形で並べられています。ちなみに、一番下にありますように、平成 27 年までで本県 40 市町村のうち 19 の町村が 10 パーセント以上の減が見込まれています。県内全体としては 4.17 パーセントの減となっています。そして右側にいっていただきまして、平成 42 年まで、30 年間の推移で見ますと、先ほど申し上げましたように増加が見込まれますのは上の 3 市町、そして以下 20 パーセント以上の減少が見込まれていますのが 23 市町村、そして 30 パーセント以上減少が見込まれていますのが 14 町村という形で、県内全体でも、一番下ですが、14.27 パーセントの減少という推計がなされているところです。

1 枚おめくりいただきまして 36 ページですが、これは、ただ今申し上げました将来推計人口に基づきまして、これを年齢階層別の構成比でもって帯グラフという形で推移をお示したものです。まず 36 ページの上段が全国の状況ですが、15 歳未満、そして 15 歳～64 歳、いわゆる生産年齢人口、これが黒い帯です。そして 65 歳以上の老年人口という形で、平成 12 年、全国平均の 65 歳以上の割合が 17.4 パーセントであったものが、平成 42 年には 29.6 パーセント、約 30 パーセントと見込まれているところです。それに対して、下のグラフですが、本県においては同様に御覧いただきたいと思いますが、平成 12 年には 65 歳以上の構成比が 19.5 パーセントから平成 42 年には 33.2 パーセント、この推計上は全国を上回る高齢化が本県の場合見込まれているという形になっています。

同様の数字に基づきまして、37 ページですが、老年従属人口指数の推移ということで、この老年従属人口指数と申しますのは、その注意書きにありますように、生産年齢人口、いわゆる 15 歳～64 歳の生産年齢人口に対する老年人口の割合ということでお示したものです。御覧いただきますように、平成 12 年からそれぞれ本県・全国とも 30 パーセントを切る数字であったものが、平成 42 年には本県の場合約 6 割に高くなっていくという形での推計がなされています。

以下 38 ページ・39 ページ・40 ページでもって、このグラフを市町村別にそれぞれの老年人口割合をお示したものです。説明は省略させていただきますが、概要を申し上げますと、38 ページがこれまでと同じように 1 番の青森市から市町村を順番に並べたものです。そして、こ

の資料をベースとして、39 ページが一番左側の上段に網をかけていますが、いわゆる平成 12 年の老年人口割合でもって、高いところから順番に並べ替えをしたもので、平成 12 年ベースで西目屋村の 33.1 パーセントから一番下の階上町の 15.0 パーセントまで、平成 12 年の老年人口割合で高い方から並べ替えしたものです。

そして 1 枚おめくりいただきまして 40 ページですが、40 ページは同じ数字を基礎といたしまして、一番右側の平成 42 年のベースでもって老年人口割合の高いところから 40 市町村を並べ替えしたものです。この資料で御覧いただきますように、一番高いところと推計されているのは 1 番の今別町で 66.1 パーセント、外ヶ浜町の 49.0 パーセント。以下、一番下の 40 番の三沢市の 26.1 パーセントとなっています。

以上が本県の人口について、概括的にお示しした資料です。

そして 41 ページからが本県の市町村の財政の状況についてお示しする資料ですが、財政の状況に関しましては大変恐縮ですが、現在いろいろな分析を行っているところで、今後分析がある程度かたまり次第、また皆様には御説明したいと考えているところです。

まずこの 41 ページからの資料でもって概括的に御説明申し上げたいと思いますが、この資料は平成 16 年度の本縣市町村の普通会計決算の概要についてお示しした資料です。かいつまんで御説明申し上げますと、まず一番上の決算規模のところ表があります。市計、町村計、そして市町村計という形で、その市町村計のところを御覧いただきたいと思いますが、平成 11 年度の決算から、以下年次を追って平成 16 年度までの状況をお示ししていますが、平成 11 年度におきましては対前年度、歳出でもって 4.6 パーセント増という形で推移してきたものが、平成 12 年以降、表にありますように 3.9 パーセントの減少、1.9 パーセントの減少など、年を追うごとに減少をしてきています。そして、一番上の説明のところの 3 行目にありますように、決算規模としてはこういった厳しい財政状況を反映して、平成 16 年度の決算規模は平成 6 年度の決算規模とほぼ同水準となるというような状況に至っています。

そして、その状況として、まず歳入では、各市町村におきましては地方税、そして地方交付税、これが非常に大きな財源として使われているところですが、状況としては地方税が 5 年連続減収、あるいは地方交付税と、またプラス臨財債という書き方をしていますが、国におきまして地方交付税が非常に厳しいということで、地方交付税に替わるいわゆる起債という形で措置されているものがあります。それを合わせた形でもって比較しても、非常に平成 16 年度は減少していることなどから、歳入面でも非常に厳しい状況になっているということが御理解いただけるかと思えます。

そして 1 ページめくっていただきまして、42 ページからが歳出の状況をお示しているものです。ただ今申し上げましたように、歳入が非常に厳しい状況の中で、各市町村におきましては行政改革等により人件費を抑制しておりまして、御覧いただけますように 16 年度は 1.7 パーセントの減、その他、一方では生活保護費等の増により扶助費の増加など、義務的経費としては 1.3 パーセント増加しているなど、非常に厳しい状況にあるとなっています。そういった中で、各市町村におきましては、いわゆる普通建設事業の抑制などを行って対応しているところです。

こういった状況の中で、一つ御説明申し上げますのは、その下の基金のところですが、財政が厳しい中で各市町村におきましては基金の取り崩しが進められておりまして、棒グラフがありますが、平成 7 年度には基金積立金現在高、市町村の合計で 1,055 億円あった基金が、平成

16年度には667億円に減少しているというような、率にいたしまして63パーセントに減少しているというような状況になっています。

この基金の状況におきましても、市町村によっては非常にふけさめがありまして、市町村によっては非常に厳しい状況に陥っているということで、現在赤字団体として、実質的な赤字団体は平成15年度は6団体ありましたが、平成16年度の決算におきましては現在4団体の実質的な赤字になっているという形で、その下に15年度と16年度の市町村別の財政の厳しいところを並べていますが、16年度におきましては、線の上の4市町が実質的な赤字団体となっているというような本県の市町村の厳しい財政状況が伺われるところです。

以上、私から資料2について御説明申し上げます。

(末永会長) ありがとうございます。

ただ今、林グループリーダーから資料2に基づきまして、全国の市町村合併の進捗状況、並びに青森県における進捗状況、俗に言う全国的に見れば西高東低と称しますが、そういったことが一目瞭然と言いますか、若干違うところもありますが、そういう状況。そして青森県においてはどのような状況なのか。それと、更には経過説明、そこに至るまでにどのような経過があったのかということ。そういうことが最初にいろいろ御説明いただきました。更に、これから我々が青森県における市町村合併を考えていく、そういった上で大変参考になるものであります、いわゆる人口の推移ですね、あるいは1万人未満の町村、そういったものがどのくらいあるのか。これは総務省の方で一つのガイドラインとして出しているのは皆さん方も既に御承知のとおりだと思いますが、そういうのがどのくらいあるのかということ。それから人口の将来像。ここには、32ページ以降、青森県ではどのように減っていくのかということですが、今中間の国勢調査、センサスをやっていますが、多分これは平成12年、前回の国勢調査ですからこれぐらいの減り方なんでしょうけれども、私はもっと減っていくのではないかと考えています。いずれにしろ、かなり減っていく。それに従いまして、人口が減るとするのは単に全部が全部うまく具合に減っていけばいいのですが、御承知のとおり、この3月においても青森県の高卒業者、新しく就職を求めた人達の半分以上が県外に出て行く。その人達は多分青森県に帰ってこない。そうすると、生産年齢は減っていくし、それに伴い当然高齢化率が非常に高くなっていく、そういったことですね。人口だけで云々ということはなかなか言えないでしょうが、大変人口としても大きく減っていく。ましてや人口の非常に少ないところは高齢化率も相当に高まっていくということがここに如実に示されているのではないかという気がいたしました。

そういうことで、将来、我々にとってこの辺をどう考えて合併問題というのを考えていくのかということに大変重要な資料を示していただけたと思います。そこで皆さん方から御意見、あるいは御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

と言っても、なかなか最初に言う方というのは大変でございますので、一つ、つがる市長さん、今年の2月11日だったでしょうか、一つの町と四つの村が合併してつがる市になりましたが、大変御苦労されたと思いますが、その辺の御苦労も踏まえて青森県の市町村合併の状況等に関して感想と言いますか、印象めいたお話でも結構ですので、一つ口火を切っていただけたらと思いますが。座ったままでどうぞ。

(福島委員) 私が合併の話聞いたときは、まだ町長をやっていませんでした。確か助役でした。平成16年5月でしたか法定協を立ち上げましたが、1町4村の割に、他のところでは様々な問

題があったと思いますが、うちの方が意外と、藩政時代からの開拓と申しますか、特に土地改良区関係が一緒なものですから、意外とこう農業を主体としたもの、そういう境遇もあり、そういうことから意外とスムーズに行ったと申しますか。また、その背景には、広域行政も一緒なものもありましたし、例えば、消防事務組合、あるいは上水道の関係、それから警察署の管内が一緒ということがあったわけですが。それが大きな一つになるきっかけだったと私は思います。それで2月11日に合併に至ったわけでございます。その間には、やはり5人の町村長が集まって協議会も何十回も開いたわけですが、各一人ひとりの首長がやたら発言をしますと、問題があって発言するわけですが、意外と事務的なレベルと申しましょうか、そういうところでまとめて、それで、一応、協議会をやる前に首長会議にかけて、お互い納得しながら積み重ねていけば。ということで、意外と合併がスムーズにいったのではないかなと、私は思っています。

(末永会長) どうもありがとうございました。

今、福島委員の方から、つがる市が合併に至った経過、あるいはどういうことが考えられたのかということで御発言いただきました。要するに、産業経済基盤が、つがる市のおそこは確か木造新田ですね、という形で、藩政時代から開墾されていって、ある意味で歴史的・文化的、あるいは産業経済的な一体性があったということ。それから、広域事務組合等々でもそれらの5町村が一つになっていたという、そういう有利な条件というものを働かせながら、事務的なペースで事務的な形で、多分おそらくは5人の首長さん達もしっかりと合併を睨んで事務的なペースで進んでいったということで、きちっと合併できたということで理解させていただきたいと思います。ありがとうございました。

先ほど林リーダーからありました全国、あるいは青森県の合併の進捗状況、あるいは経過、その辺将来の人口推計等々を睨みながら、皆さん方御意見・御質問等おありだと思いますので、どなたでも結構です、是非御発言いただけたらと思います。

前山委員、どうですか、八戸なんかいらっしゃって。

(前山委員) 前山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

関係する資料をお配りするとイメージが湧くと思います。私の専門はアメリカのコミュニティーの方なんですけど、ただ、やはり足元に関わるということで、八戸、あるいはこの地域に関わらせていただいて、任意協議会、それから階上町の行政改革委員会の座長をしたり、今も田子町の総合計画も携わっているのですが、そうしたところで申しますと、青森県の動き、非常に合併研究会、懇話会、推進要綱の作成、推進会議とかいい動きをされてこられたのですが。

今、八戸が南郷と合併した。あるいは他のところもしているのですが、ここまできて一つ課題になっているかなあという気がしますのは、やはり合併特例区ですか、ああいったものがどこまで機能している、現実的な形で区長とか協議会のメンバーも大体上から指名するという形で、いわば総務省の方が構想したもの、そのままと。

ただ、実際その合併した方々はそのメリット、私の足元で聞いているとあまりピンときていないところがあるみたいだと。現実的に、今後多分大きな要素になっていくと思いますのは、住民の力をどう引き出していくのかということと、その辺が大きな課題になってくるのかなと。

大変に恐縮なんですけど、関係するところで、(資料の)上の方が協働のまちづくり、自治基本条例、これは東北として初めて成功したと。私は議長で関わらせていただいたので、こういう

中で、やはり基本的にコミュニティーレベル、あるいはコミュニティーの意志決定のレベルを作って、紫陽花色のような形で地域を、それこそさつき会長さんがおっしゃったように、歴史・文化・産業一体化して、その上で紫陽花のように都市内分権を進めながら。やはり、こういう形がお金がかからないで住民満足度が進む形なんだろうなと。記事なんかも書かせて頂いたりもしているのです。

そうした中で考えますと、合併特例区のようなものも、今いろんな仕組みを考えていますが、さらにちょっと進化させて、実際のコミュニティーの組織と協議会のメンバー、これを例えば面白いのは上越市なんかで面白い例がありまして、新潟県の、あそこは合併する時に、ちょっと町村名を忘れたのですが、吸収される、編入される町村で合併特例区の協議会の委員を準公選的な形でやってみたと。いわば、報酬も取らないで、アマチュア議員のような形、ヨーロッパ型のアマチュア議員のような形でやってみたと。そうしたら、住民の方がわっと手を挙げて、自分達はやっぱり地域の中心なんだという意識で、かなり元気が良くなったという動きなどもありまして、そうした意味で、こうしたことも総務省のイメージに加えて青森流のものを作って、合併にあたってはこういうことを用意していますと、住民の方中心の発想で、そのシナリオも一応作りながらやっているんです。そうすると、非常に説得的でもあるのかなと、こういう活動の中で私、感じさせていただいているところ。

思うところはいくつかあるのですが、その辺がずっと青森県頑張って合併を進めてきた中で現在ここの地点と。そこで、今ちょっと見えているところなのかなあと、ちょっと伺いながら側面から感じさせていただいたということです。

(末永会長) どうも大変ありがとうございました。

合併を、ここで合併問題を考える時の一つの重要な視点だと思えますね。ここに前山先生が、前山委員が投稿された論文も出ていますが、今、おっしゃられましたように、地域住民がこれからの中で地方自治、あるいは地方の力と言いますかね、そういったものをどのような形で高めていくのか、そういうことが多分その中において、そういうことが進んでいく中において合併というものもあるいは進んでいくのかということですね。あるいは合併の前提条件として、そういった動きがなければならないと言いますか、そういったことだろうと思えますね。その部分は官民協働という形でありまして、あるいはそれが具体化すれば、まちづくりと言いますが、そういう条例等々の制定ということにまたつながり、それが一つのバックボーン、そういったものとして合併等々がまた考えられていくというふうなことであろうかと。あるいは誤解しているかもしれませんが、そういう形で私は受け止めさせていただきましたが、大変ありがとうございました。

全国にも確かにこういうまちづくり条例ですね、私が知っているのでも北海道のニセコとか、いくつかありますが、そういったところもまちづくり条例、あるいは住民まちづくり等々、そういったものをきちっと据えることによって合併がうまくいったということもありますので。あるいは、さつき、私がちょっと関わった中では五戸・倉石もそうなんですね。倉石の方で一生懸命まちづくりをやっておりまして、それを今度五戸と合併した時に全体に広げていこうやと、そうするとまい具合にいくのではないかと。その後どうなっているのかというのはいささか不明なことがあります。そういうふうなことにもなることもありますので、その辺はこれから皆さん方と一緒に議論を重ねていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

もうお一人ぐらいいかがでしょうか。

平出委員、何か御感想。全国、あるいは青森を見ていて、何だこれはとか、いろいろ思われたことがあると思いますが、ちょっと御発言いただけたらと思いますが。

(平出委員)そうですね、今、冒頭に会長がおっしゃったように、人口問題の研究所ですか、それぞれ詳しく分析をした予測が出ているわけですが、会長がおっしゃったようにもっと厳しいのではないかというお話ですが、同感なんですね。

青森県の将来を見ますと、あまり悲観的になるべきではないのですが、材料が、ざっと考えますと非常に少ない。最近の事例でいきましても、全国的にはオイルショックであまり騒いでないわけですが、なぜ騒いでないかと言うと、これまで第一次から第三次のオイルショックの時に、値上がりして日本から流出した資金がそのままになったかと言うと、そうではなくて返ってきたわけですね。オイル産出国に輸出が増加しているんですよ。日本の輸出が増加して。今回もいろんな予測がなされているようですが、約5兆円くらい、このままいくと日本から石油の値上がり分で資金が流出してしまうと。しかしその内の40パーセントは石油産出国に輸出増という形で2兆円くらい返ってくる。その他、日本の場合には海外投資がかなり進んでいて、最近では貿易収支よりも所得収支の黒字の方が大きくなってきているんですよ。それに現れているように、オイルショックでもって金利が上がってきています。今の原油の値上がりでもって、金利が上がると海外に投資している日本の資金に対する配当、利益が増えてくるんですね。そういう予測もして、そういうプラス効果もある。それからオイルダラーが入ってくる。現実には株が全体としては外資が入ってきて値上がりしているわけですが、

こうして考えてみますと、全国的には原油の値上がりというのはプラス、最終的にはプラスになる。ところが、青森県を見てみると、青森県の輸出が増えるか、どこかに増えるか、増える要素はない。どこかに海外投資をして、あるいは投機資金が出ていって、その利息配当が増えるか、これも増えない。オイルダラーが青森県に入ってくるか、入ってこない。こういうことを考えますと、青森県の構造というのは全国とかなり違って、さらに格差が首都圏とか大都市圏との格差が広がる。特にグローバル化が進んでいきますと、格差がもっと広がってしまう。そういうことを考えてみますと、会長がおっしゃったように、私は今後の青森県の人口なんかをもっとシビアに見るべきではないかと、そういうふうに感じています。そういうことを市町村の自治体の関係者ももっと理解していただく必要があるのではなからうかなと、そういう感想です。

(末永会長)どうもありがとうございました。

昨今、踊り場を脱出したとか云々言われていますが、私も平出委員と全く同感で、これから中央と地方、弱者と強者、大きい者と小さい者ですが、その格差が広がっていく中で青森県の産業経済というのはなかなか大変だと。もちろん、いろんな施策を青森県も打って、私も変な会をでっち上げて、作ったりして、それなりに頑張っているがなかなか厳しいものがあった、その中で人口がこれから、さっきも平成12年を一つの基準とした形で42年か、示されましたが、あれはちょっと甘い推計だろうと、私も確かにそう思っていますし、平出委員もそうだといいことでもありますね。そういう中では、さらに、来年40になります、40の市町村もさらにもっと厳しくなるわけですから、そういった点は十分に考えた合併問題を考えなければいけないという御意見だったと承りました。ありがとうございました。

その他にもいろいろ御意見あると思いますが、後でまた若干時間を取りまして、また戻っていろいろ御意見等をいただきたいと思いますので、もう一つ、3番目の議題がございますので、

これを承りましてから、もう一度また戻っても構いませんので御意見を承りたいと思います。

(3) 市町村の合併の推進に関する構想の策定について

(末永会長) 3番目の議題ですが、市町村の合併の推進に関する構想の策定についてということでございます。これに関しては、平沢課長の方から御説明いただきます。よろしく願いいたします。

(県：平沢課長) それでは、お手元の資料3から5まで御説明させていただきます。

資料3ですが、まず1ページ、先ほどお話も出ておりましたが、合併特例区制度等の創設。それから2番目が、市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置。3番目が、市町村合併推進のための方策ということで、これら、合併新法、あるいは新合併特例法という言われ方をしますが、新しい合併特例法についてよく話に出るところです。この法律は今年の4月1日から5年間、平成22年3月31日までの期間に限られた法律ですが、これについて若干御説明いたしますが、内容が重なりますので2ページ以降で御説明させていただきます。

まず2ページ、横に御覧いただきまして、新法と旧法を比較したものです。旧法のところを御覧いただきますと、一つ目のに合併に関する障害除去の特例措置ということで書かれています。この障害と言うのは、合併を進めていく上で議論が滞ったりとか、あるいは様々な面で障害になって合併がなかなか円滑に進まないというものを除去するための特例措置ということで、地方税の不均一課税ですとか議員の在任特例、これらについては新しい法律でも存置、引き続き措置されたものです。

よく話に出ます議員の在任特例、例えば、新設の合併ですと2年以内で期限を決めて、引き続き旧市町村で議員となっていた人が議員に在任できるというものです。

それから、二つ目の・ですが、合併算定替えの特例期間10年プラス激変緩和がその後5年間と書いてありますが、これは何かと申しますと、地方交付税の話です。合併した場合に、例えばA町とB町が合併したのですが、仮に合併しなかった場合、A町・B町それぞれで今まで国から交付されていまして交付税、これがA町とB町の交付税を足した分になるわけですが、これを下回らないように10年間プラス5年間は措置していきましょうというものです。これは新しい法律になりましたが、特例期間10年というものが段階的に5年まで、括弧書きで書いていますが、17・18年度に合併した場合は9年、19・20年度は7年、21年度ですと5年間というふうに段階的に短縮されていくと。いずれもプラス激変緩和は5年ということになりますが、そのように短縮されていきます。

それから、合併特例債による財政支援措置ということで、二つ目の ですが、道路ですとか建物ですとか、そういったものに起債をして、そういうものを整備する時にこの合併特例債というものが使えます。この合併特例債については地方交付税でその償還金をいくらか措置されるということで、いわゆる有利な起債ということをよく言われますが、これについては新しい法律では廃止されています。ただ、今、国ではこれに替わる起債についても、合併特例債ほどではないけれども必要最低限のものを措置するための起債というものを考えているという情報が来ているところです。

それから、新法の方を見ていただきますと、四角に白抜きで括弧かかっていますが、ここは3ページと内容が重なりますので3ページで御説明いたします。

合併新法に総務大臣の定める基本指針というものが書かれています。これは後ほど御説明し

ますが、今年の5月に総務大臣から示されています、法律に基づく基本指針ということで、この中に、この基本指針に基づいて市町村合併の推進に関する構想を県が策定をするということになっています。この構想にはどういうことを書くかというのは、また後ほど御説明しますが、この構想の一番のポイントとなるのが合併の組み合わせになるわけですが、この組み合わせに基づいて、仮にこの組み合わせどおりの合併協議会が設置されていない場合には、その後、そこにフローの図が書いていますが、勧告ですとか、その後の住民投票請求。住民投票というのは、合併協議会の設置についての住民投票請求ですが、こういった手続が盛り込まれています。

一方、右の方のフロー図ですが、合併協議会が設置されている場合には、仮にその合併協議会の中で協議が滞っている場合には、市町村合併調整委員というものを知事が任命しまして、その協議が滞って紛争が起こっている場合に、申請に基づいてそれをあっせん・調停することができることになっています。あるいは、合併協議を推進するための勧告、右側の四角ですが、そういうものも知事ができることになっています。

それから、4ページについては先ほど御説明しました合併特例債、あるいは交付税のことで、すので省略させていただきます。

5ページを御覧いただきまして、地域自治区とか、あるいは合併特例区の話です。これにつきましては、合併しますと当然市町村の面積も広がっていくわけですが、その市町村の中で見た場合に、それぞれ先ほどもお話に出ていましたが住民自治を充実させるですとか、住民と行政の連携をさらに充実させていく必要があるですとか、そういう課題に対応するために設けられた制度でございます。右側を御覧いただきますと、とを見ていただきますと、が地域自治区、それから が合併特例区というものです。地域自治区につきましては、本県では今、青森市と八戸市で設置されていますが、この地域自治区というのは、右側に特徴が書いていますが、法人格は無し、区長は置くことができます。それから期限については市町村の協議で定める期間置くことができるというものです。4番の合併特例区の方は、法人格はあります、区長は置く、期限は5年以内で定める期間というものです。一方法人格があるもの、他方法人格が無いものということで、法人格がある方がそれなりにかちとした感じでやっていくということになるかと思いますが、それはそれぞれの市町村でチョイスして、必要なものを設置していくというものです。

6ページですが、これは先ほど御説明しました今年の5月に国から出ています自主的な市町村の合併を推進するための基本指針というのですが、これについて具体的中味、7ページからになりますが、まず7ページの1番、市町村の合併を推進する必要性が書いてありますが、これは今日、既に御説明させていただいています市町村の数がだんだん減ってきているのだけれども、地域ごとに差が見られると、あるいは地方分権ですとか人口減少社会ですとか、そういうものに応えていくためには更に引き続いて自主的な合併を全国的に推進していく必要があるという認識のもとに国から出されたものです。2番のところですが、(1)都道府県による市町村合併の推進に関する構想の作成ということで、さっきも御説明しましたが、県が構想を作成するということになっています。あるいは、勧告・あっせん・調停ですとか、そういうことができることになっておりまして、県の役割というのは従来にも増して重要になってきているということが書かれています。

8ページは省略させていただきますが、9ページの方になりますが、構想を定めるにあたり抛るべき基準ということで、都道府県が構想を定め、または変更しようとする時は、審議会に

意見を聞くということになっておりまして、県は速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分に審議・検討を行うことということが書かれています。2番目で、構想の内容はどういうものかということが書かれています。(1)から(4)までですが、(1)は基本的な事項ということで、県内の市町村の望ましい姿、合併推進の必要性、県の役割など。それから(2)では市町村の現況、将来の見通し。これは今日も少し出させていただいておりますが、行財政の運営の状況ですとか、人口、高齢化の見通しなどです。それから(3)ですが、これが合併の構想の対象市町村になる市町村の組み合わせということで、組み合わせを示すこととなっておりますが、その際に基準、目安みたいになるものは から まで書かれています。 は生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村。 は中核市ですとか特例市を目指す市町村。それから は概ね人口1万未満を目安とする小規模な市町村。 の市町村については、地理的条件・人口密度・経済事情、旧法下で合併を行った経緯についても考慮することということが書かれています。 については、合併を推進するために必要な措置ということで、情報提供ですとか助言ですとか、調停ですとか、これらも含めて必要な措置を書くこととなっております。

それから10ページですが、これは今、御説明しました基本指針と同日付けで国から示されています通知ですが、これもポイントだけ御説明させていただきますが、1ページの1番、審議会における審議ですが、(1)審議会においては都道府県における今後の市町村行政のあり方について、幅広い観点から十分に審議検討を行うこと。(2)このため、審議会においては、それぞれの市町村が将来にわたりどのように市町村を運営していくのか等について基本的な方針を聞くこと。なお、その際には、市町村は当該方針に対する積極的な情報提供を行うなど、住民に対する説明責任を果たし、住民の十分な理解を得ているかというような観点からの検討も行うこととされています。それから、また以降は、集中改革プランと下から2行目にカギで書いてありますが、この集中改革プランというのは、今現在、全国の都道府県、市町村が足並みを揃えて行政改革を行っていかうという取組の中で、本県の市町村においてもこの集中改革プランの作業をしていただいているところですが、こういった行政改革の取組も参考にすることということが書いてあります。

それから、11ページですが、3番の構想の作成時期等ですが、国からの通知の中では可能な限り17年度中に作成すること。それから、まず都道府県の一部地域のみを対象として構想を作成し、その後追加・変更するなど、段階的に作成することも可能であることと書かれています。

12ページ以降は、この合併新法が出された時の解説みたいなものが国から示されています。ここでは省略させていただきたいと思えます。

資料3はこれで終わりにさせていただき、資料4の方に移らせていただきます。

それでは本県の場合、市町村合併の推進に関する構想の策定についての基本的な考え方はどうなのかということで、現時点の考え方をまとめさせていただいたものです。

まず、基本的な考え方については、(1)地方分権の推進ですが、分権一括法というのが12年4月に施行されたわけですが、益々基礎自治体である市町村の役割というのが大きくなっている、重要になっているということで、そのためにふさわしい十分な権限ですとか財源、財政基盤ですとか、高度化する行政事務に対応できる職員、人間を有する必要があります。

(2)自主的な市町村合併ということで、市町村合併というのは基盤を強化するという意味では有効な手段です。今後、厳しい財政状況ですとか少子高齢化ですとか、そういった将来の

展望を踏まえて住民を交えて真剣に議論を重ねて、その意向も踏まえて、最終的には市町村長、それから議会議員の主体的な取組によって合併に関する判断をすることが望まれています。

それから、(3)県の役割ですが、県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の将来の姿も考慮しつつ、市町村の沿革ですとか生活圏、広域行政等を基礎に、市町村の将来にわたっての行財政運営のあり方を踏まえて、各市町村の自主性を尊重しながら各地域の特性や資源を最大限に生かすことができる市町村合併の推進を支援するというものです。

2番目は構想の構成ですが、これは先ほど御説明しました国の法律ですとか基本指針に基づきまして、現時点では(1)から(4)に倣って構成をしたいと考えています。

それから2ページですが、構想で対象とする市町村及び組み合わせということで、構想対象市町村に対する基本認識ですが、本県の実情等を踏まえますと、次の から の基準に沿って構想対象市町村が存在するであろうという基本認識に立って今後対応を調査・検討していきたいと考えています。

・ ・ については、先ほど御説明した国の基本指針と同様のものです。

それから(2)構想対象市町村に対する取組方針ですが、まず各市町村の現状とか将来見通し、あるいはそれぞれの市町村の合併に対する考え方を調査して、組み合わせを検討していくものですが、まず ですが、合併協議会が設置されている地域など、合併協議に係る動きがある地域を検討対象とする。まず、現に動いている地域があれば、それを検討対象とする。それから ですが、人口1万未満の町村を中心に、原則として旧法下において合併が行われなかった23市町村を検討対象とする。人口1万未満の町村は、先ほど説明がありました12の町村が人口1万未満になる予定です。それから は、今後の検討結果によっては旧法下での合併団体も対象とするものです。

それから4番目ですが、審議会における審議の進め方ですが、今、申し上げました取組方針を踏まえまして、次のとおりに調査検討を行い、御意見を伺っていききたいと考えています。が、熟度の高い地域から審議を行う。それから 、その他の地域については、各地域における検討状況等を踏まえ、随時審議対象地域に追加して審議を行っていく。 、上記の調査検討の結果、構想対象市町村とすることが適当とされた地域から段階的に構想を取りまとめることとするということです。

今年度について申し上げますと、今後の開催予定回数、4回程度と見込んでいますが、2回目以降は今後の私どもの調査検討作業の状況を踏まえて、構想対象市町村の枠組みの検討、それから関係市町村からの意見の聴取など、必要によって審議会を随時開催することとさせていただきます、御意見を伺っていききたいと考えています。

それから、3ページですが、これはそれぞれの市町村の合併についての意向をまず確認していく必要があると考えておりまして、その中でも合併していない23市町村を対象としてまず行っていききたいと考えています。文書で意向調査票みたいなものを作りまして、そういうことでやっていって、必要によってヒアリングなり直接御意見を伺いたいと考えています。11月にやりたいと考えていますが、その調査項目としては市町村の最重要課題ですとか今後10年間の主要施策、事業、それから直面している課題、それから行政改革への取組、進め方、それから財政運営の見通し、それから住民への周知状況、行財政運営についての住民への周知状況はどのようになっているか、それから新法下における合併に関する意向、将来にわたっての市町村合併に関する意向、相手として考えられる組み合わせ、合併に期待するものなどについて意向調

査したいと考えています。

それから、4ページ・5ページについては本審議会の進め方に絡みまして運営要領ということで、案を作らせていただいておりますが、かいつまんで御説明しますと、第3の会議の公開についてですが、審議会の会議は原則公開ということで、ただし2番ですが、(1)から(3)に該当する場合は議長が審議会に諮ってこれを公開しないことができるということを書かせていただいております。それから会議の傍聴、これは先ほど御説明したとおりです。会議録、これについても、2番のところ(1)から(4)まで書いていますが、こういったものについて会議録を作っていきたいと。

それから、5ページの第6採決ですが、採決する場合のことについて、採決が必要な場合にはこういった手順でやっていきたいということが書いてあります。それから意見の聴取ですが、現在、委員で就任していただいている方以外の方で意見をお聴きしたい場合には、その出席を求めることができるという規定です。

以上、運営要領の説明です。

それから、資料5については、17年9月9日現在ということで資料をカラー版で作らせていただいております。御承知のとおり、既に北通り3町村合併協議会というものを、大間・風間浦・佐井で今立ち上がって進められています。それから、それ以外の四つ、弘前市・平川市・南部町・おいらせ町、これについては来年に入ってから合併するというので、現在その合併に向かっての様々、事務の調整ですとか、そういうものが合併協議会で行われて話し合いが進んでいます。

以上です。

(末永会長) はい、ありがとうございました。

ただ今、平沢課長の方から議題3に関しまして御説明をいただきました。実は、この審議会で最も重要なのがここでありまして、1番目は、何故このような審議会を設置するのかということでありましたし、2番目は、これまでの県内の、あるいは全国の市町村合併の推移、進捗状況等々、あるいは我々がこれから合併というものを考えていく場合、青森県内の人口等々の条件、そういったものでありました。3番目、今、議題の3として御説明いただきましたのは、これから市町村合併の推進に関する構想を策定していくということになるわけですが、その時に我々審議会の委員がどういう意見を持つのか、そのことを率直に出しながら進めていくと、そのための叩き台と言いますか、一つの試案として出されたのが資料3、特に資料4の方です。

これからいろいろ委員の皆さん方には御意見いただきますが、まずこの資料4の4ページから5ページにかけて、青森県市町村合併推進審議会運営要領(案)とありますが、これに関しまして、この案がいつまでもあったらやばい、おかしいわけでありまして、これに関しましてOKかどうか、まずそれをちょっとお諮りいたしまして、それでとれたら附則のところ、今日は24日ですか、24と入れていこうと思いますが、まずこの運営要領に関しまして、案に関しまして、何か御質問ございますか。

これはもうよろしいですね。(案) これを取っていただくと。5ページの附則の平成17年10月、その次に空白がありますが、ここに24と入れていただくということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、これからいろいろ御意見をいただきますが、一応どんなことで御意見をいただきたいか、今、大雑把なことを申しましたが、今後、合併というものを考えていく時に、我々が

どのような形で合併というものを考えていくか、そのための理解ですね、あるいは審議会の役割はどのようなものなのかということですね、その辺に關しまして御質問や御意見をいただきたい。あるいは、これまで67が来年3月には40にいくわけですが、全国的に見れば市町村合併、これはいろんな条件がありますが、進んでいる方とは言い難い。先ほど、第2の議題で示されましたが、人口がかなり減っていく中において、はたしてこのままでいいのだろうか。もちろん、これだけで捉えるのは問題ありますよ。しかし、そういったこともいろいろ出てくると思います。あるいは、私もたまたま関係しましたが、途中で壊れたり、あるいは空中分解したり、言葉は悪いですが、そういった時に市町村合併がなかなか進んでいかない、あるいはこのままでいいという御意見もあるかもしれませんが、そういうもの、あるいはこういうところでは進めるべきではないかといった、そういった障害となっているようなもの、そういったのを我々の方でどう見ていくかということですね。それから、それに立って市町村合併を進めていくために留意点、必要な事項、どんなことが考えられるか。これは前山委員からも出されましたし、あるいは平出委員からも違う形で出されましたが、そういったものも少し整理して考えていきたいと思ひます。

さらには、もう一つはむずかしい大きい問題としては、やはりこれからのグローバル化の社会の中で、将来の地方行政というのがどうあるのか、そういったことを、要するに市町村合併を取り巻く諸条件、環境ですね、そういったものに関しましてもデータ等々を十分に勘案しながら、将来見通しというものを考えていかなければならないだろうと思ひますので、それに関しましても御意見をいただきたい。それとの関わりで、いわゆる地方分権、よくよく地方の時代というのはこれで確か3度目ぐらいですね、戦後。しかし、今回の地方の時代というのはちょっと今までと違っている。有名な清成忠男さんという方達が、一生懸命地方の時代と言ったのは、いわゆる全国第二次、三次、三全総かな、あの頃でありましたね。あの頃はまだまだ高度成長、ちょっと停滞気味と言ひますが、安定成長に入った頃でありましたので、よもやここまで来るとは思ひなかつた時代であります。それに比べて今日、大変大きなターニングポイントに差し掛かっているというのは事実でありますので、本当の意味でこれからの分権型、地方の時代ですね、そういったものにふさわしい市町村のあるべき姿、あるいはそれに伴ってどうひ基礎的な自治体、これはよくフランスとかアメリカは800人でも一つの自治体だと言ひますが、あれらは日本の基礎自治体とはかなり違ひうんですね。単なる窓口業務をやっているだけでありまして、しかし、じゃあ日本の場合、本当に基礎的な自治体としてどうひあるべき姿が望ましいのか、あるべき姿がいいのかですね、その辺諸々皆さん方から御意見をいただきたいと思ひます。

ただ、今日、第1回目でありまして、そうは言ひてももう少しこれから考えるわということもあると思ひますし、一応予定された時間が、最後の締めくくりは5分くらい取らなければいけないということになりますと、私がしゃべりすぎて申し訳無かつたのですが、あと10分程度でしょうか、15分程度でしょうか、ということになりますと、今申しましたようなことも含めまして、その他の質問、あるいは御意見でも構ひません。どなたでも結構ですのでいろいろ御発言いただけたらと思ひます。

藤川委員。

(藤川委員)合併新法になりますと、非常に知事の権限が強くなりますよね、合併協議会を設置。そのためには、この審議会での構想というのが非常に重くなるわけですね。ある意味で市町

村の生殺与奪、市町村合併の生殺与奪の件、権利というものを握る訳で、非常に私はここは重い、私自身も非常に重いテーマだなと思って今日来ています。

私は基本的に言いますと、非常にこれからどういう形での構想をまとめるか、皆さんのお話し合いの中ですけれども、この中にも出てきていますが、基本的には市町村の自主的な判断に委ねるべきだろうと。ですから、非常に限定的と言いますか、慎重な対応というのが望まれるのではないかとということをもまず結論的に言いますと感じています。

と言いますのは、各市町村、私は去年までは五所川原にいましたし、その前には三戸にもいましたし、むつにもいました。本社だけではなくて、いろんなそれぞれの事情が分かるんですが、今、各市町村は、市町村合併については3月末で合併する・しない、あるいは小さな合併・大きな合併、一つの結論を出しているわけですよ。それを敢えてここでどういう形でやっていけるのかと言うと、非常に難しい問題があるだろうと。それぞれ市町村では住民アンケートを取ったり、あとは任意協、法定協、あるいは議会に諮ったりして、一つの結論を出している。

例えば、よく話題になります西目屋の場合、今、人口2千人くらいですか、高齢化率が30パーセント、今後千何人になってしまうと。合併しないでやっていけるのかということが出るわけですが、あそこは住民投票をやっていまして、18票でしたか、確か、ぐらいで合併しないということを決めているわけですよ。その市町村のそれぞれの自主的な判断をまずどう捉えるのかということが一番大事だろうと思うわけです。

よく私も市町村長の方とお話をするのですが、例えば、20年・30年先には小さい合併、あるいは合併しないでやっていけないだろうという市町村長の認識もあるんですよ。ただ、今時点においては合併しない、あるいは小さな合併を選択してちょっと頑張りたいという、そういう言い方をする方が非常に多いわけです。

私なんか、例えばこの合併というのは国がそれぞれ市町村にも自立しなさいよと、今後あまり面倒みませんよと、今回のようないろんな特例措置が無いですよと、だから20年・30年先に合併しようと思っても、今みたいにうまい話は無いですよという話をしても、なかなかその決断をした以上はそれを覆すということはないだろうと思っているんですよ。

今の合併新法で、先ほどから合併特例区という話が出ました。地域自治区に替わってということで。法人格があるということなんですが、各市町村の皆さんは、やっぱりお金のことであるとか、それぞれの地域にとって何が有利であるか不利であるか、そういうことで判断したわけですよ。合併特例債というのはいろんな批判もありました。当然、箱モノを造るだけじゃないとか、後に維持管理費が大変だろうという言い方はあるのですが、それなりの魅力があったわけですよ。それでも合併しなかったところも多いわけですね。

ですから、それを、いわゆる合併特例区という形で法人格を持って、一つの理念でやりやすいということがあるのでしょうか、いかにも総務省の役人が考えそうな話ですけど。例えば、市町村長にとってはあまりというか、ほとんど魅力を感じていないだろうと思います。

そんなことも含めて、あと、市町村というのは合併でそれぞれ揺れ動きました。地域に一つの亀裂と言いますか、反目し合うということもあったわけです。それが今、ようやく傷口がふさがったと言いますか、癒蓋ができたと言うんでしょうかね。そこをもう一度ほじくり返すことができるのかどうかという考えを持っています。

以上、私、合併に非常に慎重になるべきだという意見であります。

もう一方で、私自身も迷う部分というのはあります。本当に現状維持だけでいいのかという

ことで、二つの点で私は疑問を持っています。

一つには、それぞれ市町村長で合併する・しない、小さな合併・大きな合併ということで判断を下したわけですが、それぞれ住民の総意、民意を反映しているのかどうかということはいくつかの疑問を感じています。それは、最初の段階で、よく住民アンケートをして合併しないということが出たので、それで合併しませんという結論を出している市町村も多いのですが、何年か経って、その間に周辺の市町村が合併する中で、合併しないということがそのままも続けているのかどうかですね。それと、例えば、これは逆の例になりますが、浪岡町の場合には住民アンケートをしたら合併するが多かった。青森市の合併が一番多いということで青森市との合併の根拠になっているわけですが、3割程度しかなかったはずで。そういう形で、本来的民意を反映しない形でいったのがその後のいろんな混乱の原因になっているのではないかと思ったりもするわけです。また、大畑町の場合ですと、大畑の町議会のリコールが成立しています。あれはもう既に合併が決まった後ですが、住民投票をやらないということに対して住民の方々が反発してと言いますか、そういう形でリコールが成立しています。そういう形で、それは今、合併してしまったわけですが、それと逆の形で、合併しないというところにおいても、じゃあその住民の意向はどうなのかと、何年か前にやったアンケートの結果だけをずっと引きずっていいのか。つまり、もう一度そういう住民の意向を聞く機会というのがあってしかるべきではないかと私は考えています。

それと、今回の場合、合併しないところを対象にしているということですが、合併の組み合わせと言いますか、その中で県が最初に叩き台としての案を出していて、その通りになったところは一つだけだったのですが。今から考えてみますと、当初全く予想されなかった組み合わせというのがいくつか出ています。これは、私もいろんな現場を回ってきていますが、ある種のボタンの掛け違いと言いますか、行きがかり上と言いますか、そういう形で合併の組み合わせが決まったところ、あるいは合併できなかった町村もあります。例えば、鱒ヶ沢は西海岸3町村という形ですが、鱒ヶ沢の町長さんがこれではダメだということで、弘前との合併を志向した段階で深浦などが抜けて、深浦・岩崎が合併すると。あと、田舎館にして言えば、あそこは南郡で固まるという案があったのですが、田舎館の村長さんが弘前との合併を志向して、弾かれる形になって平川市が誕生していくと。例えば、五所川原以北で言いますと、金木・中里・市浦・小泊で十三湖町というところまで決まりまして、町名まで決まって、それが十三湖という名称について金木が反発すると。それで4町村の合併が瓦解します。合併したのはいいのですが、市浦の村長さんが広域志向で、五所川原との合併を志向すると。金木が五所川原に接するという形で五所川原と合併する。つまり、反目し合った市浦と金木がくっついて五所川原に合併して、残った中里と小泊が飛び地合併になる。あるいは、新郷の場合ですと、あそこは五戸との3町村の合併を志向する。ところが、新郷の村長さんが3町村ではやっていけないだろうと、八戸の広域を志向しますね。ところが、八戸の広域については階上が抜ける。住民投票は終わったのですが、その後町議会で否決すると。そうしますと、八戸が新郷とか田子の上水道・下水道の整備の関係で、中核市の希望が無くなった段階でもう少し小さな合併を志向していくという形。結局取り残されてしまうと。

つまり、ちょっと想定しない、ある種行きがかり偶然でできた市町村なりを何らかの形で、もう一度振り出しにはなかなか戻れないのかもしれませんが、そういう形で救済すると言いましょか、救済と言うとちょっとおかしいですね。議論の俎上に上げていく必要があるのではないか

というふうなことを感じています。

(末永会長) ありがとうございます。

今、藤川委員の方から、要するに、基本的には今回の新法において知事の権限云々というのは皆さん方よく知ってのとおりです。ただ、そうではなくて、もちろんそうではなくて、そういう条件の中で、しかし、いわゆるそれぞれの市町村の自主的判断に任せようじゃないかというふうなことです。いわゆる、昭和の大合併からよく批判される、特に岩手県ですごかったのですが、押しつけ合併ということになってはまずいだろうと言うことだろうと思います。それを十分考えながらやっていかなければいけないと。

しかし、今の時点で考えれば、かつて、例えば合併をしませんよということで住民投票をやったところも、また新しい今日的な条件のもとでもう一回その辺はきちっと民意を探ってみるべきだろうと。あるいはその枠の中から、例えば新郷と言われましたが、いろいろ漏れてしまったところも、新たな背景・条件の中でまた合併というものが出てくるだろうから、そういったことも十分拾っていけというふうなことであったかと思えます。

平出委員。

(平出委員) 今の藤川委員の、基本的に市町村だとか住民の自主性を尊重する、これはそのとおりで、私も賛成です。

ところで、合併しなかった市町村の中で、実は合併したいのだけれども相手にしてもらえない、こういうところがあるんだと思うんですね。こういうところをじゃあどうするのかということも今回ここでやはり議論をした方がいいのではないかと、そういうふうに思います。

(末永会長) 先ほど、県の方から、例えば法定協とかできているところ、その辺から対象にしていくと言ったけれども、それはそれとして、かつまた、おそらく例えば新郷だろうと思いますが、そういうところもきちっと睨んだ形において新たな合併の方向性、あるいは一つの、コンクリートのものではありませんが、一つの枠、そういったものを考えていくべきではないかと、そういったものをここで議論したらいいだろうというのが平出委員の今の御発言だと思います。

だんだん時間が無くなったので、沢山宿題を出しますから、後で。教師ですからすぐ宿題を出すのが好きですから。

北村委員。

(北村委員) 11月に未合併の各市町村を対象に、23地区を対象に意向調査をされると。ヒアリングもことによってはしますというお話で、非常にこのところに期待を持ちます。これの結果を是非、もちろん広報、新聞等で、現在のその地域のリーダー、首長さんがどんなふうに将来を見据えて考えているのかということは期待したいと思います。

藤川さんが、民意を本当にこれまでの合併、いろんな住民の意向調査があったけれども、民意を十分に反映してきたのだろうかという疑問も呈されておりましたが、私もいろいろ関わったところもあります。まず住民に明々白々に財政状態であるとか基金がどうであるとか、このままでいくと財政がいつ破綻するのかと、そういったところまできちりと示して、それで判断を仰いでいる例は非常に少ないと思います。本当に地域はリーダー次第と言いますが、語弊があるかもしれませんが、都合のいいところだけを示して、そして住民の判断を仰いでいる部分もなきにしもあらずだと思います。

もしも県がそういう部分で御指導ができる余地があるのであれば、住民投票などの際にもちゃんとした資料を住民に示すというようなことも当たり前なことなのですが、改めてそういう

御指導をお願いしたいなと思ったところです。以上です。

(末永会長) ありがとうございます。

今まで御発言されていない安部委員と良原委員にまず。安部委員から。

(安部委員) 私はこの市町村合併については非常に興味を持っています。と言いますのも、産業面で見えていった場合、例えば大型店、商業の大型店が進出してくるという時に、一自治体の判断だけ、許可等でそれが決められてしまうと、隣接市町村は非常に被害を被っている例が非常に多いわけですね。その際、なぜじゃあ隣接市町村は手を出せないのか、今の状況では出せませんよと。しかし、出店者は必ずその商圈というものを考えると、必ず隣接市町村、広域型になっていきますよというような状況の際、隣が全く知らない、なぜ隣でやったのだらうというような状況が出てくる。そういったことからすれば、やはり自ずと昔からやっぱりある程度商圈というのは一つを核にしてできあがっていますから、そういったものも中心に合併を進めていくべきなのではないかなと。そういう意味で一番いいのは、つがる市さんの藩政時代からそういう繋がりがあったグループがきちんと枠組みを組まれたということになるのだらうと思いますね。

また、私が直接組合関係の認可にあっても、組合の範囲というものが定められて、これが従来の 67 市町村であれば、同じ業種的にみれば 67 の組合ができてしまうわけですが、これが合併していくと非常に一つの組合が少なくなっていくから、それだけ組合運営のコストも下がっていくということで、非常にいいことじゃないかと。

それからもう一つ、私が気になっているのは、今まで出てきている中で、飛び地で合併しているわけですね。これについてはもう少し検討すべきじゃないのかなと。果たして、合併効果がこの飛び地で出てくるのかどうかということがありますので、今後この審議会の中でもまたお話し合いをしていければと思っています。

(末永会長) どうもありがとうございます。

それでは良原委員。

(良原委員) 今の平成の大合併、それこそ会長さんが言われましたように、孫子に残すまちづくりということになるのだらうと思います。その中で、これから 2015 年に向けて非常にきつい高齢化の急な上り坂が続いていきまして、4 人が 3 人に 1 人ぐらいの高齢者ということになるわけですが、今の合併で一番大きい理由は、少子高齢化によって増大する行政需要に対応するための行財政の効率化ではないかと思っています。

そうであれば、やはり福祉の視点がここに入ってきます。これから保健・医療の充実をどうするか。保険財政をどうするか、雇用をどうするか、少子化にどう対応するかと。そして元気なまちをどう作っていくか。非常に具体的に大きな問題が出てきます。その時に、首長さん達がどういう町を作っていくのかということ、きちんと住民の方に示していただきたい。「住民が主役」という言葉がありますが、この合併をすることによってどういうメリットがあるのか、町はどうなるのか。もし、デメリットの部分があるとしたら、そこはどういう形で解消していくのか、きちっと住民の方に判断できるような材料や考え方を示し、説明責任を果たした上でアンケートや意見を取ってやっていただきたいと。まずそこから始まるのだらうと思います。そして住民の皆さんからこういうふうにして欲しいとかの意見や、また疑問・質問に十分答えて、民意を反映する形でやっていく。その辺がこれから課題になるのだらうと思いますから、丁寧にやっていただきたいと思っています。

(末永会長) はい、ありがとうございました。

手短に。前山委員。

(前山委員) 最後ですから手短に。

一つ確認しておいた方がいいなと思うのは、なぜこの合併推進、あるいは合併審議なのか。多分、地域住民社会、その幸せを推進するその仕組みの一つだと。だから、それが地域社会住民の幸せにかなわない場合には合併しない。それが、ただすると思われる場合にはしていく。場合によってはかなり強くもしていく場合もあるかもしれない。多分、そういうところだろうと思っています。

先ほど、住民自治の推進という観点からお話ちょっと差し上げました。もう一つ、必要なのは、二つの視点が必要で、一つは住民自治推進の関連。もう一つは、広い地域経営の視点が必要だと。つまり、組み合わせということが構想で上がっていますが、多分、広域地域への県なりの見通しというものの、例えば安部委員さんからもありましたが、例えば経済的なシナリオ、経済的中心地がどこで、ヒンターランド(後背地)がどのくらい何十万人あって、経済圏があって、そこでこういうことができますと。そこで市民に対して経済のものをこういう形で保ってくるので、こういう形にしていきます。ある程度そういうものがあると説得しやすい面もあるだろうと。多分、それぞれの町村での判断というのは、多分、やはりそこでの町長さん、議会、与党・野党、いろんな絡みで、住民の意向と言っても紆余曲折が現実なんだろうと。また、町村の中での判断、ただそれを取り巻く外から全体を見るまなざしというのは、多分この審議会の意味がかなりあるのかなと。そういう意味で、一つ、ちょっと提言めいてもいるのですが、岩手県なんか地方振興局ですか、ああいうものを設けて全体の経済の動き、あるいは農業全体の動きを見守っているわけですが、そういった青森流のことも検討なんかに値したりするのかなあという感じを持っています。

(末永会長) ありがとうございました。

まだまだ御意見をいただきたいのですが、時間が4時過ぎました。次の予定もある方も、私もあるのですが、実は、まもなく終わらせていただきたいなと思います。

それで、資料の4をちょっと御覧いただきたいと思うのですが、先ほど県の平沢課長の方から、特に2ページ目です。2ページ目の3及び4ですが、県の方としては構想で対象とする市町村及びその組み合わせということで、(1)(2)にあるような、そういったところを合併の審議会に上げるものとして考えたいと。そしてその中において、4にありますように、からまでありますが、ここではそれらを受けて熟度の高い地域からいろいろ審議を行っていく等々とあります。基本的にはこういう方向で多分いいと思うのですが、お願いであります、県の方、今日、例えば安部委員から出た飛び地云々のことを考える、その辺も多分一つ考えなければいけないだろうと。あるいは、藤川委員の方から出ましたが、要するに一度反対だと言っても、また違う雰囲気が出てきているところもある。あるいは一度外れたところもまた出てきているところもある。その辺も、この熟度というので捉えきれぬかどうか分かりませんが、もう少し丁寧にフォローアップして、あるいはそういったところでも出てくれば、またこの審議会の俎上に上げていってくださるというふうなことで一つお願いしたいなと思うのですが、委員の方々、いかがでしょうか。その中の大前提はもちろん、前山委員、あるいは藤川委員、他の委員もそうですが、基本的には自主的な判断、いわゆる押しつけにはいけないということは前提としながら、あるいは地域住民の自治を高め、地域が幸せになり、かつまた今後

の市町村行政としてふさわしいあり方ですね、そういったことを多角的に追求する、それを大前提としながらそのような形で進めさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

じゃあ、県の方でそういうことで。あとですり合わせさせていただきますが、そういうふうなことで、4番目の方ですね、もう少し御検討いただけたらと思います。

大体そういうことで、これから進めさせていただきますが、ただ、さっき教師だから宿題と言いましたが、先ほどちょっと早口で言いましたが、皆さん方、今日、第2回目の委員会に至るまでの間、審議会ですね、失礼、要するにもう一度、もう既に御発言いただいている方々もあるのですが、これからの分権型社会、地方のあり方はどうあるべきなのかということ、そういう中で基礎自治体というのは例えばどういうものなのかということですね。諸外国の事例なんかも勘案されながら、その辺一つ御意見として是非聞かせていただきたい。あるいは市町村合併を推進するために、いろんなことが考えられると思いますが、箇条書き的でも結構ですが、こういうこと、こういうこと、こういうことが絶対必要なんだと。その中で1番、2番、3番と付けたら、これがまず第1番目だろうという、そういうことを是非御提案いただきたい。

それからもう一つは、その中で県及びこの審議会、それがどういう役割を果たしていくべきなのか。これは藤川委員もちょっと言われましたが、そういったこともちょっと皆さん方に宿題と言ったら恐縮ですが、是非、今日時間、本当はその辺もちょっと議論させていただいたかったのですが、十分な時間がありませんので、是非県の方にお寄せいただいて、第2回目の時はそれらを前提としながら、また県の方からいろいろ案件が出てくるとしますので、また議論をさせていただくという形で、私、大変僭越ですが進めさせていただきたいと思うのですが、委員の方々、よろしいでしょうか。

じゃあ御了解を得ましたので、県の方もそういったことで一つよろしく願いいたしたいと思います。

まだまだ御意見があると思いますが、一応時間も過ぎましたので、以上で第1回目のこの審議会は終わりということにさせていただきます。これからもいろいろ、何とか望ましい市町村のあり方、市町村行政のあり方、そういったものを十分考えるためにこの審議会が有効に、有意義にいろいろ意見を戦わせながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

何か県の方でございますか。部長どうぞ。

(県：野村部長) それでは、第1回目の会議、どうもありがとうございました。

本日は御説明の内容が全国の状況でありますとか制度的な内容になりましたので、非常に抽象的な議論が多かったかと思うのですが、今日お諮りさせていただきましたように、徐々に具体的な具体論の方に進めさせていただきたいと思いますので、また本日の内容も随時また戻りながら、参照しながら進めさせていただきたいと思います。

また、一つだけ付け加えさせていただくならば、今日いただいた意見の中で、市町村の自主性を重んじなければいけないという御指摘があったかと思えます。誠におっしゃるとおりであろうと思ひまして、そういった考え方にそってやっていきたいと思っています。今まで、実際こうやって合併を進めてきているわけですので、全くの白紙の状態であるべき論を観念的に議論をするということではおそくないのだらうと思います。そういうことの積み上げの中に今やっぱり我々もまた立っているのかなというふうにする次第です。ただ、こういう法律が新たに延長される形で、法律的にも県にも役割が一定期待をされています。また法律以前の問題と

しましても、客観的な情勢として本県のおかれている情勢、何かをしなければいけないということはおそらくそうなのだろうと思っています。こういう中で、将来も含めた住民の方への責任、幸せという言葉もあったかと思うのですが、どういうふうにそこを果たしていくのかということが大変問われていると思うわけでございまして、財政計画だけではございませんが、将来の地域計画のあり方なんかもまたそれぞれ伺いながら進めていく必要があるのかなと痛感した次第です。

さっそく1回目から大変精力的に御意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。これを踏まえさせていただきながら、第2回に向けて我々もきっちり準備していきたいと思しますので、どうぞ引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(末永会長) よろしくお願いいたします。

それでは、2時間10分ほど経ちましたが、以上で第1回目の審議会を終わります。どうもありがとうございました。

6 閉 会

(司会) これを持ちまして、第1回青森県市町村合併推進審議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。